

お客様各位

関 信用金庫

電子記録債権（でんさい）により下請代金を支払う場合に生じる 手数料の負担に対する考え方について

今般、公正取引委員会より「電子記録債権（でんさい）により下請代金を支払う場合に生じる手数料の負担に対する考え方」が、ウェブサイトにてQA（以下「本QA」と言います。）として公表されました。

本QAによりますと「下請法の対象となる取引に該当する電子記録債権（でんさい）による支払いにおいて、下請代金の額から発生記録手数料等の金融機関に支払う手数料を差し引いて支払うことは、法令違反となります。」このことから、親事業者様が本取扱を行いますと、公正取引委員会による行政処分等の対象となる可能性がありますので、十分ご留意いただきますようお願い申し上げます。

詳しくは、公正取引委員会ウェブサイトにてご確認ください。

https://www.jftc.go.jp/shitauke/sitauke_qa.html#Q32

記

1. 公正取引委員会のウェブサイト新たに追加されたQA

Q32 手形や電子記録債権などの方法により下請代金を支払う場合に生じる手数料について、下請事業者と合意した上で、下請代金の額から差し引いて支払うことは問題ないか。

A. 例えば手形帳の交付手数料や、電子記録債権の発生記録請求を行った際に金融機関に支払う手数料など、親事業者が下請代金を支払うために必要な費用であって、下請事業者が負担する理由がない費用を、下請代金の額から差し引いて支払うことは、あらかじめ下請事業者と合意したものであっても、下請代金の減額として本法違反となる。

2. お問い合わせ先

本QAに関するお問い合わせは、公正取引委員会の下請法に関する相談窓口までご連絡下さい。

(https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu_files/R1textbook.pdf#page=268)

以 上